

○室蘭市議会関係出張取扱要綱改正(案)

改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p> <p>削除</p> <p>(その他の派遣)</p> <p>第4条 (略) (旅行命令等)</p> <p>第5条 前3条に掲げる派遣については、議長の発する旅行命令によって行う。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略) (職員の随行)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略) (報告)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(海外行政調査)</p> <p>第4条 規則第167条に基づき議員を海外行政調査のため派遣しようとするときは、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 諸外国の自治体関係の情報の収集、諸政策の調査研究を行い、時代に即応した国際的な知識、資質を涵養し、今後の市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 派遣議員及び日程等については、議長が議会運営委員会に諮り内定する。</p> <p>(その他の派遣)</p> <p>第5条 (略) (旅行命令等)</p> <p>第6条 第2条から第5条に掲げる派遣については、議長の発する旅行命令によって行う。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略) (職員の随行)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略) (報告)</p> <p>第11条 (略)</p>